

NKSJゲループのみなさんへ

小畑さんの第3回裁判が開かれました

小畑さんの第3回裁判が、2月17日午後4時30分から大阪地裁708号法廷で開かれました。当日は小畑さんのたたかいを支援する人たち68名が傍聴につめかけました。

裁判では、会社から準備書面が提出され、人事考課は会社に裁量があると述べています。裁判終了後の報告集会では弁護士から裁判の意義と経過が報告され、小畑さん本人から決意表明がありました。

次回裁判は4月11日午後1時30分から、大阪地裁610号法廷で開かれます。



裁判所前の報告集会



夜の報告集会

執拗にくり返される「退職強要」！

希望退職に手をあげた人はNKSJ全体で324名となり、会社が募集した人数200名程度をはるかに超える結果となっています。

希望退職といいながら、面談では「あなたにこの会社で働く場所はない」「あなたにやってもらう仕事はない」と退職強要がくり返されています。拒否しても、何回も面談を強いられたり、東京まで呼び出された人もいます。

人間の尊厳を踏みにじり、従業員の働く誇りを奪う企業に未来はあるのでしょうか。ブラック企業という言葉が広がる中、そんな企業を許さないという世論が巻き起こっています。



小畑裕久さんは、日産火災で27年、損保ジャパンで11年、38年間、自動車損調・火新損調の最前線の現場で一生懸命働いてきました。

60歳の定年をひかえて、再雇用を希望しましたが拒否され、「異議申し立て」をして会社と交渉してきました。会社からは明確な理由も示されないまま時間切れとなり、小畑さんは2013年3月末退職を余儀なくされました。

4月以降も、厚生労働省や大阪府の相談窓口を通じ申請・相談をし、何とか解決の道を図ろうとしてきましたが、会社は話し合いのテーブルにすらつきませんでした。そのため、小畑さんは、やむなく提訴に至りました。

損保ジャパンの「事業場外労働制」は 労基法違反！？

阪急トラベルサポート事件で最高裁が違法と判断

海外旅行の添乗員が「事業場外労働制」の適用は不当として残業代支払いを求めた訴訟で、2014年1月24日、最高裁は添乗員側の主張を認め、会社の敗訴が確定しました。

損保ジャパンの「事業場外労働制」はどうでしょうか。

2014年1月25日付「毎日新聞」



「事業場外労働制」とは

労働者が、労働時間の全部又は一部について、事業場外で業務に従事した場合、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす制度です。(労働基準法第38条の2)

ただし、次のような場合には適用できません。

①使用者の具体的な指揮監督下にあると客観的に認められるとき。

例：業務の具体的な指示を行なっている。結果報告を求めている場合など

②使用者から随時指示連絡できる体制にしているとき。

例：社員に携帯電話を持たせている場合など

このような場合は、労働時間の算定が困難ではないからです。

(東京労働局・労働基準監督署「事業場外労働に関するみなし労働時間制」の適正な運用のためにQ&Aより)

損保の職場は

損保の営業や損害調査の仕事は、労働時間の把握が困難なものではありません。事務所から外出し帰社するまでの行動は、営業であれば代理店や得意先の会社などを訪問することが中心です。損害調査の場合は契約者・被害者宅や事故現場、あるいは病院等が主な外出先となります。いずれも行き先ははっきりしています。また出先での業務終了後は原則帰社し、デスクワークを行って一日の仕事を終えるというのが一般的です。およそ「事業場外労働制」に該当するとは思えません。

あきらかに労働基準法違反ではないでしょうか？

お気軽にご相談ください… 秘密は厳守します

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会

〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目3-10 大阪屋道修町ビル3F 大阪損保革新懇気付 Tel.06-6232-1095

北大阪総合法律事務所

担当 徳井義幸弁護士、谷真介弁護士

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14-16 西天満パークビル3号館10F

Tel.06-6365-1132

関西合同法律事務所

担当 杉島幸生弁護士

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目9-13 三共ビル梅新5F

Tel.06-6365-8891